

平成21年度活力ある地域づくり支援事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、財団法人自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、この要綱の定めるところにより活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する助成を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及広報を行うものとする。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

第3 助成対象事業

1 助成対象事業は、次の各事業とする。

(1) 地域資源活用助成事業

ア この事業は地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業とする。

イ 助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。

(2) 広域連携推進助成事業

ア この事業は複数の助成対象団体が共同して（申請後合併により単独市町村となる場合、隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む）広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的としたソフト事業とする。

イ 助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。

(3) 活力ある商店街づくり助成事業

ア この事業は地域の特色を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業とする。

イ 商店街の魅力を高めるために、一定の規模を持った統一的な取組みとして複数の商店街振興組合等が共同で又は連携して実施するソフト事業については、これを含めるものとする。

ウ 助成対象事業には、商店街振興組合・商工会議所・実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。

2 前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 助成対象経費が1百万円以上の事業であること。
- (2) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
- (3) 他に国の補助金の交付を受けないものであること。
- (4) 助成対象事業は、助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- (5) 当該年度における新規事業であること。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については、これを含めることができるものであること。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する経費（以下「事業費」という。）とする。

なお、複数の助成対象団体が共同で助成対象事業を実施する場合は、それぞれの事業費を合算した金額を助成対象経費とする。

第5 助成金

1 助成金の額は、それぞれの事業につき下記の額を上限とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 地域資源活用助成事業 | 300万円 |
| (2) 広域連携推進助成事業 | 300万円 |
| (3) 活力ある商店街づくり助成事業 | 300万円 |

2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

3 助成額に1,000円未満の端数があるときには、当該端数金額を切り捨てた額とする。

第6 助成の申請手続き

1 この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、センター理事長（以下「理事長」という。）に、平成21年1月20日までに助成申請書（様式1）を2部提出するものとする。

2 前項の申請件数は、地域資源助成事業、広域連携推進助成事業、活力ある商店街づくり助成事業の区分にかかわらず、一助成対象団体あたり一件とする。また、都道府県からの申請件数は、地域資源助成事業、広域連携推進助成事業、活力ある商店街づくり助成事業の区分にかかわらず、六件までとする。

都道府県知事は、当該助成申請書に対し、意見（様式2）を付して送付するものとする。

3 第1項の申請において、助成対象団体が共同で実施する事業のうち、複数の助成対象団体が事業費を予算計上している事業の場合については、一つの助成対象団体が代表して助成対象額の100%を上限に、一括して助成申請できるものとする。この場合において、代表の助成対象団体については代表して一括助成申請する旨の同意書（様式3）を作成し、その他の助成対象団体については、代表の助成対象団体に助成申請を依頼する旨の同意書（様式4）を作成し、それぞれ2部提出するものとする。

第7 助成の決定等

1 理事長は送付された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。

2 前項により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

第8 事業内容の変更

助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合

には、ただちに変更内容とその理由を付して、都道府県知事を経由して理事長に報告し、事前にその承認を受けるものとする。

第9 実績報告等

助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、都道府県知事を経由して理事長に、平成22年3月末日までに実績報告書（様式5）を2部提出するものとする。

第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、助成対象団体の長に交付するとともに、その旨を都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 宝くじの普及広報

本事業は「第1趣旨」に規定されているとおり、宝くじの普及広報を行うものであることから、この要綱による助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、助成事業の実施について助成対象団体の広報誌等を通じ「宝くじの助成金で開催した（する）」旨の広報を行うこととする。

また、助成事業のパンフレット、プログラム、ポスター等に宝くじ普及広報デザインを表示し、宝くじの普及広報に努めるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項はセンターが別途定める。

平成21年度活力ある地域づくり支援事業の実施に係る留意事項

平成21年度活力ある地域づくり支援事業の実施については、平成21年度活力ある地域づくり支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1 趣旨

本事業は、地域資源を発見し活用を図る事業、従来の行政枠を越えた広域的な事業、地域の中心である商店街で実施する事業等に対して助成を行うことにより、様々な切り口からの活力ある地域づくりを図っていくこととするものであるため、広く地域の活性化に繋がるような事例をもって積極的に本事業を活用してください。

第2 助成対象事業

1 助成対象事業

助成事業には、例示として概ね次のようなソフト事業が考えられます。

(1) 地域資源活用助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色ある事業。

自然や地理的特性を活用することで、人々が地域の価値や環境保全の意義を再認識し、アピールすることを目的とした事業

地域のならわしや言い伝えなど地域の文化を掘り下げること、地域の独自性をより広くPRすることを目的とした事業

既存施設を再活用し、文化振興や住民交流の拠点とするため実施される事業

地域独特の生活様式と地域の自然や歴史の関係を探り、生活の中に地域の価値を発見し、広く訴求する事業

農山漁村地域において自然、産業等地域の特性を利活用し、体験型イベントや、グリーンツーリズムの実施等を通じて地域の魅力を発信する事業

(2) 広域連携推進助成事業

地域間の人的な交流を目的とする事業や地域の自然や文化等の資源を有効に活用するためのネットワーク構築に関する事業。

交流を目的とした継続性のあるイベント事業

- ・地域の文化、自然、歴史、伝統、スポーツ、産業等を活用したイベント
- ・その他独創的なイベント

広域交流を推進するための広域ネットワークの構築

- ・既存の行政区画を越えた連携により行政サービス等を効果的に展開する事業（例：CATV番組制作、各種公共施設の相互利用の促進）
- ・広域的な交流ルートの創出（例：観光情報の共有化及び広域マップの作成、合併後の市町村による観光マップ等の作成及びその活用事業）
- ・広域的な地域アイデンティティの推進や地域ブランドの創造に向けた事業（例：地域キャンペーンプランの制定）
- ・河川及び湖沼によって結ばれる広域的な地域間の交流と連携を推進する事業

水資源保全や自然環境への関心を深める機会の創出

- ・水資源涵養や国土保全に関する学習・啓発活動（例：シンポジウム、セミナー）
- ・自然環境への関心を深めることを目的とした活動（例：フィールドワーク、オリエンテーリング）
- ・河川を活用した地域間交流を目的とした事業（例：レース、カヌー大会）

(3) 活力ある商店街づくり助成事業

地域の特性を活かした商店街の活性化を目的とした事業や商店街の魅力を高めるために複数の商店街が共同して実施する事業

商店街のサービス、利便性の向上を目的とした特色のあるシステム導入事業

商店街への集客や回遊性、滞留性の向上を目的とし、人々が各商店に足を運び、賑わいを創出するイベント事業

商店街の個性や特徴を活用した統一シンボル、キャラクター等による演出で商店街の魅力を高めることを目的として工夫された事業

商店街の空洞化を防ぐことを目的とした空き店舗を活用したチャレンジショップ、レンタルスペース、商店主と来客者との交流イベントなどの事業

商店街の活性化を目的とした調査研究事業や商店主を対象とした研修会、勉強会等

2 用語の定義

次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおりです。

(1) 商店街振興組合・商工会議所・実行委員会等

要綱第3 1 (3)における「複数の商店街振興組合等」、「商店街振興組合・商工会議所・実行委員会等」とは、商店街振興組合法により設立した商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法により設立した中小企業等協同組合、商工会議所法により設立した商工会議所、商工会法により設立した商工会、事業を実施する助成対象団体が構成員に含まれている実行委員会をいいます。

したがって、上記法律に基づかない商店街等のみが実施主体となる事業は対象外ですので、留意してください。

(2) 助成対象団体が助成を行う場合

要綱第3 1 (1)(2)(3)における「助成対象団体が助成を行う場合」とは、補助金、助成金、負担金を支出する場合をいいます。

なお、委託料の支出については、助成対象団体が直接事業を行うものとして取り扱います。

(3) 広域的な地域間の交流と連携

要綱第3 1 (2)アにおける「広域的な連携を目的として実施するソフト事業」とは、他の助成対象団体との共催や後援が具体的に取り付けられている場合をいいます。

(4) 合併してできた市町村

要綱第3 1 (2)アにおける「平成11年7月16日」は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）によって市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）が改正された日であり、この日以降合併してできた市町村をいいます。

第3 助成対象経費

要綱第4における「助成対象事業を実施するために要する経費」とは、各事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費をいいます。

なお、食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象としません。

第4 事業内容の変更

要綱第8における「その内容を変更する必要が生じた場合」とは、天災等の事由により当初の計画（規模、時期、支出内訳など）を変更せざるを得ない事態をいいます。その場合は、事前に変更申請により変更承認を受けなければなりません。

ただし、変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱する場合は、変更承認を受けられないことがあります。

なお、事前に変更承認を受けていない場合又は助成対象経費が減額となった場合は、助成金を減額することがあるので留意してください。

第5 実績報告等

収支決算書の作成において、項目（節）の設定については各助成対象団体の任意で構いませんが、一項目（節）が10万円以上の場合は備考欄に明細を記入してください。ただし、数として把握しにくいものについては、一式で構いません。

<記入例>

| 項目（節） | 金額 | 備考 |
|-------|---------|---------------------------|
| 印刷製本費 | 200,000 | ポスター @2,000枚×100枚=200,000 |

第6 宝くじの普及広報

複数の個別事業により構成される事業を総称の事業名をつけて申請する場合は、個別事業ごとに宝くじの普及広報方法を申請書に記入して下さい。当事業は宝くじの普及広報を目的の一つとして実施されるもので、効果的な表示方法や期間なども慎重に検討してください。